

「釜石市景観計画の概要」

釜石市の景観特性（現状と課題）

良好な景観の形成の実現に向けた取り組みには、保全すべきものは保全し、改善すべきものは率直にその必要性を認めて改善していく姿勢を保持し続けることが必要。
平成23年3月11日に発災した東日本大震災によって傷つき失われた釜石の景観を新たに創り出すことも重要。
このような趣旨から、釜石の景観を構成する要素を「特に大切にしたいもの」と「改善すべきもの」の2つに整理し、目標像の実現への足がかりとして提示。

【特に大切にしていきたい景観要素】

- 自然
 - ・重なりあう尾根や清冽な流れ
 - ・変化に富む海岸線と紺碧の海
 - ・季節と人々の営みによって変化する自然の姿
 - ・美しい夜空
 - ・歴史を超えて存在する樹木
- 農山漁村
 - ・豊かな海とともに生きる漁業
 - ・伝統的な形態を残す水田や畑
 - ・山ひだに囲まれた山村の生活風景
 - ・広々とした高原牧野と放牧の姿
 - ・地場の産業によって形成された産業景観
- 市街地
 - ・景観の魅力を高める建物や橋、道等
 - ・市街地の魅力を高める街なみ景観
 - ・鉄のまち釜石を象徴する産業景観
- 歴史文化
 - ・地域の祭りや芸能等、地域性豊かなにぎわい
 - ・寺社や仏閣等の信仰の場
 - ・近代製鉄発祥の地としての歴史的景観

【改善すべき景観要素】

- ・周辺の景観と調和しない形態意匠の建物等
- ・廃屋や撤去されずに放置された工作物（屋外広告物）等
- ・景観を阻害する電柱や道路にはりめぐらされた電線類等
- ・携帯電話中継基地
- ・野立の自動販売機
- ・周囲と馴染まない色彩や意匠の屋外広告物
- ・屋外における物の堆積
- ・道端や山、川、海に捨てられたゴミや廃棄物

景観計画区域における良好な景観形成に関する方針

景観形成によって目指すべき社会像

私たちは、良好な景観の形成を、次の地域社会を実現するために推進します。

自らの地域に誇りや愛着を持てる地域社会
文化的な豊かさを感じることができる生活環境
活力ある地域社会

景観形成の基本理念

良好な景観の形成を推進することによって目指すべき社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念とし、景観行政を進めていきます。

良好な景観は、市民共通の資産として、現在及び将来の市民が享受できるように整備及び保全を図ります。
良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることから、これらの調和に配慮しながら、その整備及び保全を図ります。
良好な景観は、地域固有の特性と密接に結びついているものであることから、地域住民の意向を踏まえ、地域固有の特性を尊重し、個性や特色を伸ばせるよう、多様な形成を図ります。
良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を果たすものであることから、地域の魅力の向上と活性化に繋がるよう、市、事業者及び市民の適切な役割分担と協働の下、一体的な取り組みを行います。
良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全するだけでなく、新たに良好な景観を創りあげていくことも含むものであることを旨として、進めていきます。

基本となる目標像

自然との共生

釜石の豊かで美しい山、川、海によって形成された自然との共生を感じることのできる良好な景観の形成を目指します。

活力と潤いのあるいきいきとした生活環境

日常生活の中の身近な環境を、活力と潤いのあるいきいきとしたものとして感じることで景観の形成を目指します。

歴史と文化の継承

地域の歴史と文化が、今に引き継がれている姿を感じることのできる景観の形成を目指します。

景観計画区域と区域区分

釜石市全域を景観区域とします。また、景観上の特性が異なる区域（一般景観地域・特定景観地域）に区分し、それぞれの特性に応じた良好な景観の形成を図ります。

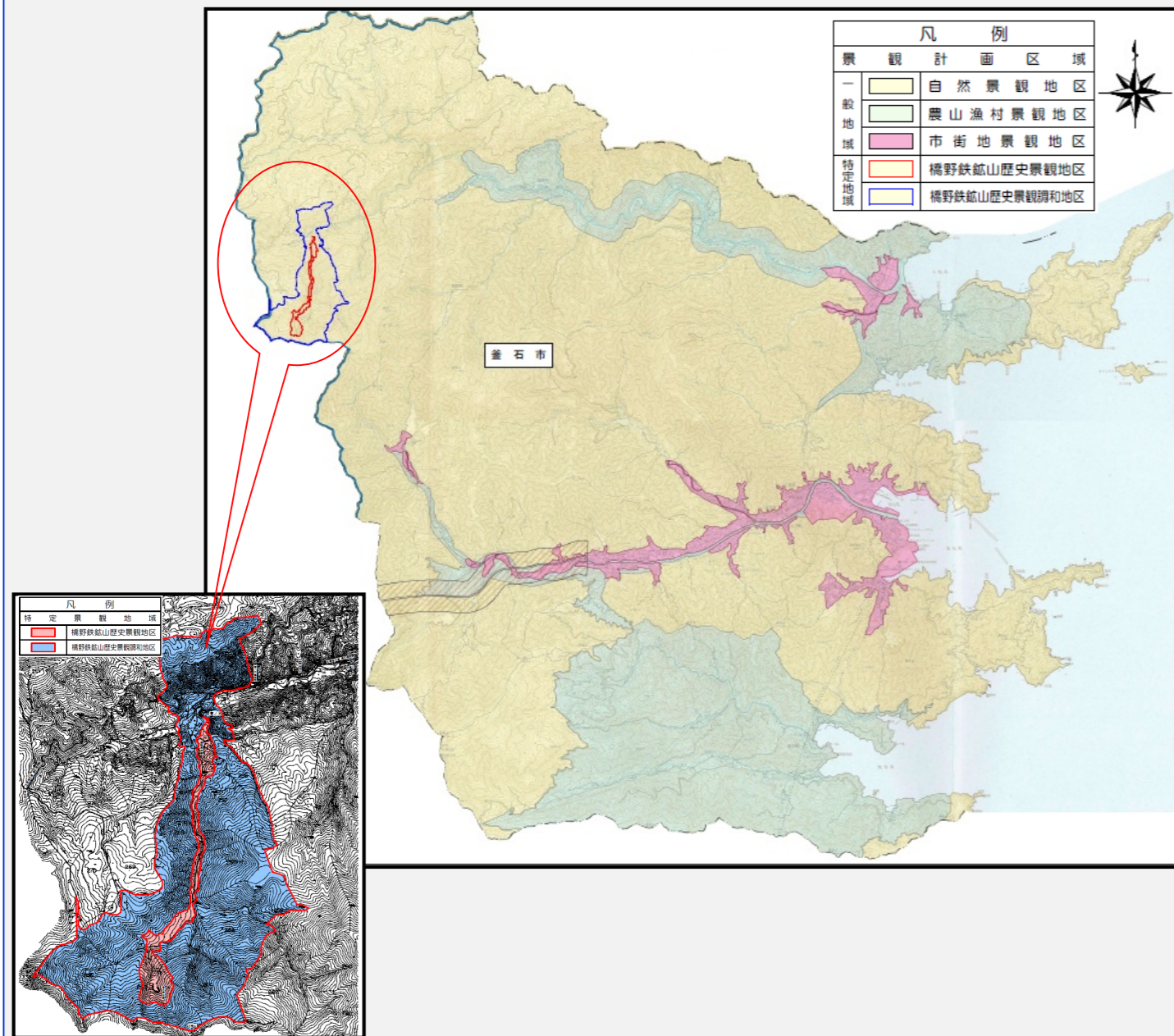
(1) 一般景観地域

- 自然景観地区：主として山岳や海岸等、人為的な利用が少なく、自然の景観特性を有する地域等
- 農山漁村景観地区：主として農林水産業等の一次産業によって形成される農山漁村の景観特性を有する地域等
- 市街地景観地区：主として商工業施設や住宅等によって形成される市街地の景観特性を有する地域等

(2) 特定景観地域

卓越した歴史的景観と重要な自然景観を持つ橋野町青ノ木地区に、その文化的な価値を保全・管理するとともに、その魅力を一層高めていく観点を踏まえ、特定景観地域を定める。
その範囲は、世界遺産登録の推薦資産としている橋野鉄鉱山（橋野高炉跡及び関連施設）の保護のために必要な範囲として、当該資産からおおむね見渡せる範囲であって、地形や樹種等を勘案して設定する範囲とする。

景観計画区域と区域区分図



景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

地域のシンボルとなる建造物や樹木を保全するため、釜石市景観形成推進委員会等の意見を聴いた上で指定を行い、保全のための規制を行うことを可能とします。

【景観重要建造物、景観重要樹木の対象】

建造物の外観、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なもの、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるもの

屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限については、現在、岩手県の屋外広告物条例に基づいて規制が行われておりますが、今後よりきめ細やかな景観形成を図る必要が生じた場合には、市独自の取り組みについて検討します。

良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

届出対象行為

景観計画区域内において、景観に影響があると想定される行為について、行為着手前に届け出ること、行為完了後に報告することを義務付けます。届出対象行為は以下のとおりです（一部抜粋）。

行為類型	対象となる規模	
	一般景観地域	特定景観地域
建築物の新築又は移転	次のいずれかの規模を超えるもの (1) 高さ13m、(2) 軒高9m、(3) 延べ床面積1,000㎡	次のいずれかの規模を超えるもの (1) 高さ10m (2) 延べ床面積10㎡
工作物の新築又は移転	・煙突、自動車車庫の用途に供する施設について、高さ13m又は築造面積1,000㎡を超えるもの ・さく、塀等について、高さ5mを超えるもの	・煙突等について高さ5mを超えるもの ・自動車車庫の用途に供する施設について高さ5m又は築造面積10㎡を超えるもの ・さく、塀等について、高さ1.5mを超えるもの

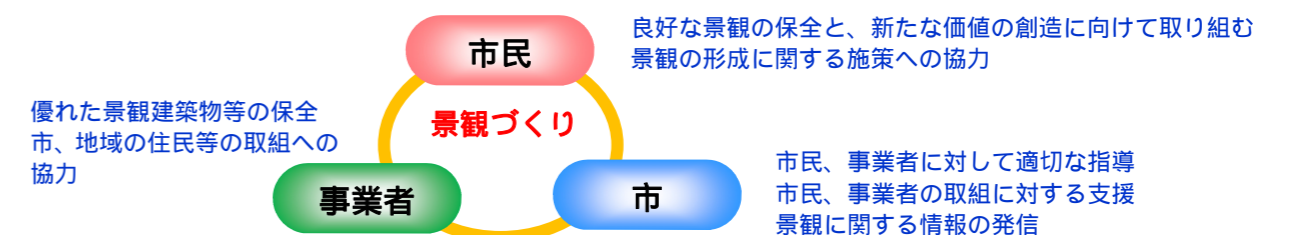
景観形成基準

届出対象行為について、地区ごとに以下のような制限をかけています（一部抜粋）。市は、必要に応じて、行為の内容について、指導、変更命令及び勧告を行います。

行為類型	規制の視点	景観形成基準				
		一般景観地域			特定景観地域	
		自然景観地区	農山漁村景観地区	市街地景観地区	橋野鉄鉱山歴史景観地区	橋野鉄鉱山歴史景観調和地区
建築物の新築、増築等	高さ	15mを超えないよう努めること。	21mを超えないよう努めること。	周辺のまち並み等が形成するスカイラインから突出しない高さとするよう努めること。	10mを超えないこと。	13mを超えないよう努めること。
	避けるべき色の範囲	純色等は、屋根及び外壁等の見付面積の15%以内とすること。	純色等は、屋根及び外壁等の見付面積の20%以内とすること。	純色等は、屋根及び外壁等の見付面積の25%以内とすること。	純色等は、屋根及び外壁等の見付面積の10%以内とすること。	

良好な景観の形成のための推進方針

良好な景観の形成のため、市、市民及び事業者それぞれの役割を示し、景観づくりに関わる情報を提供して、市民や事業者の主体的な取り組みを促すとともに、まちづくり活動の主体づくりや、景観施策の審議の場の確保など、景観づくりを進める組織の構築を検討します。また、社会情勢や市民ニーズに合わせて、本計画の成果や課題を検討し、必要に応じて見直しを行います。



【良好な景観の形成の推進体制】

庁内の推進体制の充実、まちづくり活動の主体づくり、景観施策の審議・協働の場の確保

【市民・事業者の主体的な取り組みの促進】

景観計画の周知、景観づくりに関わる情報の提供、景観づくりに対する意識の啓発